

神戸市特殊詐欺対策電話機等購入補助金交付要綱

令和4年6月7日 危機管理監決定

(目的)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等の被害を未然に防止することを目的として、神戸市内に居住する高齢者等に対し、着信前自動警告機能及び自動録音機能を有する固定電話機又は外付け機器の購入に要する経費の一部を予算の範囲内で交付する、神戸市特殊詐欺対策電話機等購入補助金（以下「補助金」という。）に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）、神戸市会計規則（昭和39年3月神戸市規則第81号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺罔し、指定した預貯金口座への振り込みやその他の方法により、不特定多数の人から現金等をだまし取る詐欺をいう。
- (2) 着信前自動警告機能とは、呼び出し音が鳴る前に相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す機能をいう。
- (3) 自動録音機能とは、通話内容を自動で録音する機能をいう。
- (4) 特殊詐欺対策電話機とは、固定電話機で前号2号及び3号の両方の機能を備えるものをいう。
- (5) 外付け機器とは、固定電話機に接続して使用する機器で前号2号及び3号の両方の機能を備えるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 神戸市内に住民登録があり、実際に居住している者。
- (2) 申請時点で65歳以上の者又は申請時点で65歳以上の者と同居する者。
- (3) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月神戸市条例第29号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に定義する暴力団員でない者。
- (4) 暴力団排除条例第2条第1号に定義する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者。

(補助対象機器)

第4条 補助金の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、以下の各号に掲げるもので、補助対象者が令和4年4月1日から令和4年12月31日の間に購入し、かつ前条第1号の住民登録地で実際に使用するものとする。

- (1) 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録（以下「推奨品目録」という。）に記載されている特殊詐欺対策電話機又は外付け機器。
- (2) 推奨品目録に記載のないものであって、着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方を備えると市長が認める機器。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が支払う補助対象機器の購入費とする。ただし、以下の各号の経費については、交付の対象としない。

- (1) 修理、点検等にかかる経費
- (2) 消耗品の交換等にかかる経費
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
- (4) 補助対象機器の設置に係る経費
- (5) 補助対象機器の配送に係る経費
- (6) 補助対象者が2名以上居住する世帯について、複数台の補助対象機器の購入費用
- (7) 機器購入のためのポイント等利用分

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 特殊詐欺対策電話機の場合、8,000円。ただし、補助対象経費が8,000円に満たない場合は、補助対象経費と同額。
- (2) 外付け機器の場合、4,000円。ただし、補助対象経費が4,000円に満たない場合は、補助対象経費と同額。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器を購入したことを証する書類（領収書等）
- (2) カタログ等、補助対象機器の品名、型番、主な仕様等がわかるもの
- (3) 振込先の銀行口座（補助申請者名義）の確認書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び交付額の確定)

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定及び補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行うときは、補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行った場合、速やかに補助金を補助申請者に支払うものとする。

3 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 補助申請者は、補助金で取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。6年を経過しない場合は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して譲渡、交換、売払、貸付け、担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしようとするときは、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を本市に納入することを条件とすることができる。

(調査への協力)

第11条 補助申請者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月7日から施行する。